

平成22年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成22年12月10日（金曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告 第 6 号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告 第 7 号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第 5 8 号	平成22年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）
日程第 6	議案第 5 9 号	平成22年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第 6 0 号	平成22年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第 6 1 号	平成22年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第 6 2 号	平成22年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
日程第 10	議案第 6 3 号	平成22年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
日程第 11	議案第 6 7 号	平成22年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）
日程第 12	議案第 6 4 号	豊頃町テレビジョン放送再送信施設の設置及び管理に関する条例の制定
日程第 13	議案第 6 5 号	豊頃町生涯学習の町づくり推進本部設置条例の廃止
日程第 14	議案第 6 6 号	豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正
日程第 15	同意案第 1 号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第 16	同意案第 2 号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第 17	同意案第 3 号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第 18		陳情の委員会付託
日程第 19		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 藤田博規君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 大崎英樹君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 津久井精一君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	前川啓一君
教育長	菅原裕一君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
企画課長	佐藤潤君
会計管理者	高倉明君
住民課長	柄崎明久君
福祉課長	吉村進君
産業課長	金川正次君
施設課長	渡部邦生君
農委事務局長	友重誠一君
教育委員会教育課長	山本芳博君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	和田宏樹君
庶務係長	渡辺良英君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成22年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。

議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりです。

次に、監査委員より、平成22年10月25日から11月5日まで実施されました平成22年度定期監査結果報告書及び平成22年8月から10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思っております。

これで、諸般の報告を終わります。

- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 第4回定例会の行政報告を申し上げます。

最初に、農林水産業の概要についてであります。

本年の農業の概要につきましては、6月中旬から異常高温によって、豆類を除く農作物が影響を受け、収量が減少している状況にあります。既に報告のとおり、小麦は、成熟期間が1週間以上も早まり、小粒となったため、昨年に引き続き収量が大幅に減少しております。寒冷地作物であるてん菜については、異常高温の影響を大きく受け、重量及び糖分が平年より大きく減少しております。また、馬鈴薯についても収量が減少し、一部には急激な肥大による芋中央部の空洞化が見られます。人参、牛蒡など秋野菜は収量が前年を上回り、野菜全般において市場価格の高騰により、昨年より販売価格が増加しております。

畜産においては、夏場の異常高温により、一部体力低下、乳房炎の発症が見られたものの、生

乳生産は管内平均を上回り、増加している状況にあります。

この秋、政府は、突如としてアジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）に向けた道筋の中で唯一交渉が開始されている環太平洋パートナーシップ（T P P）協定について、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することを表明しているところでもあります。このT P P参加如何によっては、本町農業等は壊滅的な影響が想定されることから、農業関係団体はもとより、本町一丸となって参加阻止に向け行動してまいります。

次に、水産の概況であります。漁期前のサケマスセンターの来遊予測では、対前年比20%減と予想されておりましたが、大津漁港でのサケ定置網漁の水揚げは、来遊予想を大きく下回り、60%以上も減少しております。シシャモ漁については、漁獲量は増加しているものの、魚価については下落しております。また、サケ定置時期に発生する流木については、本年は海岸管理者である北海道がグリーンニューディール基金を活用し、漁業に支障がないよう処理されております。

最後に、林業の状況であります。本年から豊頃町産業振興補助制度により、伐採跡地の荒地解消に向けた民有林の植林助成を行うこととしました。この制度により、昨年約3倍、約80ヘクタールの山林に植林が行われております。

次に、地域密着型特別養護老人ホームの建設についてであります。社会福祉法人豊頃愛生協会において計画しております、地域密着型特別養護老人ホーム29床の建設については、施設の事業計画が決定し、去る11月18日、平成23年度地域密着型特別養護老人ホーム創設に伴う財政支援についての要望書が本町に提出されました。施設の基本理念は、「わが家」としての「とよころ荘」とし、入居者のだれもが生きがい、憩い、交流を享受し、幸せを感じることで我が家の実現を目指すため、建設場所を旧茂岩小学校グラウンド南側の敷地とし、その使用について、町からの無償貸付を望んでいるところです。建物については、鉄筋コンクリート平屋建て、29床、総床面積1,631.40平方メートル、建築主体工事約3億4,000万円、機械設備、電気設備工事を含みます。外構工事約3,000万円、備品購入費約4,000万円、設計・管理費は約2,400万円で、総事業費は約4億4,000万円として予定されております。資金計画について、国からの交付金を約1億2,000万円見込み、自己資金約8,000万円、残りの約2億4,000万円について、町からの財政支援を望んでいるところでもあります。本事業については、平成23年度当初に国から事業認可がされる見込みであり、その後着工、年度内に完成し、平成24年度からの供用開始が予定されているところでもあります。

町では、事業計画を十分精査のうえ、助成する額、起債の借入れ見込みなど関係機関と協議を進め、財政の許す範囲内で要望に応えるよう努力し、平成23年度一般会計予算に計上して参りたいと考えているところでもあります。

次に、旧茂岩河川事業所の土地、建物の取得及び利活用についてであります。旧茂岩河川事業

所は、平成14年にその機能を池田河川事務所に移行し、平成16年3月をもってその役割を終え、閉所いたしました。このことから、北海道開発局から土地7,057.65平方メートル及び旧事務所ほか9棟の建物1,272.59平方メートルについて、本町に対し取得に向け検討するよう再三にわたり要請を受けていたところであります。当初提示された売却価格が5,000万円と高額なこともあり、本町としては購入について静観しておりましたが、本年に入り具体的な評価額ともろもろの減額内容の提示があり、庁内に検討委員会を設置し、取得及びその利活用等について協議してまいりました。合宿所、無線局、電気室及び倉庫については解体撤去を想定し、それ以外の施設、事務所、倉庫及び車庫等の6棟を今後利活用することといたしました。事務所については、地域集会施設及び防災避難施設として、その他の施設については防災・除雪等関連資機材の保管庫などとして、今後、整備を進めてまいります。なお、地域住民から敷地内の草刈り及び空き施設等の適正な管理に係る要望もあり、防犯及び景観の面からも対応して参ります。

次に、都市間バス帯広釧路間すずらん号の廃止予定についてであります。帯広釧路線のすずらん号は、毎日2往復の4便で運行されておりますが、利用者の減少により、平成23年3月末をもって廃止したい旨、十勝バス株式会社及びくしろバス株式会社から通告を受けたところであります。平成21年度の運行実績によると、1便当たりの輸送人員が9.1人、そのうち豊頃町民の利用実績が年間延べ665人、1便当たり0.4人となっております。平成21年度以降における本町負担の年額70万円ほか、関係市町村の負担金を算入してもなお両社の経常損益は単年でマイナス250万円に達していることから、平成23年度以降において路線を維持することは不可能であるとの申し出がありました。十勝バスの試算では、現状の運行体制を維持することとして、豊頃町が全額負担するとした場合、年間約1,000万円程度の負担となることから、庁内に交通対策検討会議を設置し、平成23年4月以降の豊頃帯広間の通院等における町民の交通手段確保について検討し、あわせて本町における将来的、総合的な交通対策の指針を作成して参ります。

次に、豊頃町地域情報通信基盤整備事業の進捗状況であります。豊頃町地域情報通信基盤整備事業の進捗状況については、現在、工事に必要とする各種占用手続などをほぼ終了し、電柱の新設並びに光ケーブルの敷設工事と並行して、地上デジタルテレビ放送難視聴世帯の宅内工事に着手しているところであります。工事の進捗状況として、電柱の新設は、計画の約60%に当たる570本を終了し、年内完了の見込みであります。光ケーブル敷設工事については、計画の約53%に当たる130キロメートルを終了し、来年2月上旬には完成を見込んでいるところであります。また、地上デジタルテレビ放送難視聴230世帯に係る宅内工事につきましては、12月から来年2月中旬をめどに完了する予定をしております。全体工事は、来年2月中のサービス提供を目指して工事を進めてきたところでありますが、全道53の自治体が一斉に事業を実施しており、資材及び作業人員の確保、さらには北海道電力の電柱への共架許可が難航したことによる

経路変更により、予定より1カ月程度の遅れを生じております。現在、資材及び作業人員等は、ほぼ確保された状況にあり、来年2月中の工事完成、本年度内のサービス提供開始に向け鋭意努力しているところであります。

以上が行政報告でございます。

●小野木議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番菅谷誠議員及び4番森一彦議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、12月17日までの8日間に決定しました。

◎ 委員会報告第6号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第6号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。(1)平成22年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。平成22年12月7日。

3、調査の経過。(1)平成22年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。平成22年12月3日招集告示のあった平成22年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月7日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。(1)平成22年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月17日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、一般質問の通告期限は、12月10日午後5時とした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、平成22年第3回定例会閉会後に受理したものは5件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件とし、その他の4件については、議員配付にとどめるべきものとした。

エ、同意案第1号教育委員会委員の任命については、議会運営基準に基づき、討論を省略し簡易採決することとした。

オ、同意案第2号及び第3号固定資産評価審査委員会委員の選任については、議会運営基準に基づき、討論を省略し簡易採決することとした。

カ、付託事件の審査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の12月10日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第7号

●小野木議長 日程第4 委員会報告第7号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

菅谷総務文教常任委員長。

●菅谷総務文教常任委員長 委員会報告第7号、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事項。

(1)豊頃中学校施設整備の状況について。

(2)町有建物の用途変更について(豊頃医院看護師宿舎)。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

平成22年10月6日。

4、調査の経過と結果。

(1)豊頃中学校施設整備の状況について。豊頃中学校は、昭和51年4月開校以来、学校環境保持のための校舎等の維持管理に努めるとともに、安全な学校施設整備のため耐震補強工事も行っており、安心・安全な教育環境の維持に努めている。平成21年度地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業により、同校施設の改修が本年度実施されたことから、実施後の改修状況について調査を実施した。実施された改修等は、校舎屋根外壁及び内部塗装改修、校舎給水管改修、校舎屋上改修及び普通教室改修であり、総工事費は4,496万1,000円となっている。また、工期は、学校運営の影響が最小限となるよう、夏季休業期間を利用した7月から9月までに設定されていた。改修に当たり、音楽室の吸音板の設置やトイレ回りの手洗い設備整備など質の高い改善も行われており、良好な改修状況となっていた。学校環境を維持するための今後の課題として、職員玄関前の駐車場の補修、窓ガラスの更新等が必要であるとのことであるが、廊下の改修や校舎敷地内の樹木管理についても検討すべきものであるとの意見が出された。

(2)町有建物の用途変更について（豊頃医院看護師宿舎）。平成2年度建築の豊頃医院看護師宿舎は、1戸当たりの面積が狭いことや独身の看護師の採用がない等の状況から、平成20年度から現在まで同宿舎は未利用の状況となっている。また、今後においても入居者が見込めない状況にあるため、平成21年度地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業により、同宿舎を高齢者等の福祉住宅とするため本年度改修したことから、実施後の状況について調査を実施した。改修前の同宿舎は1棟4戸で、1戸当たりの面積は、風除室を除き約25平方メートルであり、改修後は1棟2戸で、同面積は約50平方メートルとなっている。バリアフリーなど高齢者に配慮した仕様となっており、良好な改修状況であった。今回の改修は、未利用施設の有効利用を図るための用途変更を目的としたものである。未利用施設に対する利用目的の見直しは、町有財産の有効利用の観点からも重要であり、今回の改修は優良な事業であること、さらに、今後において、同様の見直しは早期に行うことなど、町有財産の有効利用が図られるよう対応されたいとの意見が出された。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第7号は報告済みとします。

◎ 議案第58号

●小野木議長 日程第5 議案第58号平成22年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）について

てを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第58号平成22年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,981万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,424万3,000円と定めるものであります。補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。15ページをお開き願います。初めに、各款の給料、職員手当、共済費などの人件費につきましては、人事院勧告に伴う職員の給与改定と年度内の人事異動によるものについて、本予算措置をさせていただくものであります。

1款議会費、1項議会費において、職員人件費、臨時職員賃金など154万6,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に、職員人件費として923万6,000円を追加、3目財産管理費に、基金積立金として1億3,022万円を追加、7目企画費に、市街地活性化対策事業費として、仮称はるにれ多目的活動センター備品購入費など624万4,000円を追加するなど、合わせて1億4,592万2,000円を追加。4項選挙費において、知事道議会議員選挙費用として194万7,000円を追加、合わせて197万8,000円を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費から、社会福祉一般経費として、臨時保健師賃金170万9,000円を減額、国民健康保険事業繰出金126万5,000円を追加、3目老人福祉費に、老人福祉一般経費として、老人施設入所措置費216万8,000円を追加、緊急通報システム管理費166万7,000円を減額、介護保険事業繰出金168万3,000円を追加、4目障害者福祉費に、障害者自立支援費として374万5,000円を追加、8目後期高齢者医療費から繰出金119万4,000円を減額するなど、これら合わせて440万7,000円を追加。2項児童福祉費において、1目保育所費から職員人件費104万6,000円を減額、児童福祉施設管理費111万円を追加するなど、合わせて173万4,000円を減額。

4款衛生費、1項保健衛生費に98万7,000円を減額。2項簡易水道費において、簡易水道特別会計繰出金1,008万円を減額。

5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費に、農業振興一般経費として、明渠排水整備事業補助金など565万円を追加、合わせて520万1,000円を追加するものであります。2項畜産業費において、11万1,000円を追加。3項林業費において、1目林業総務費に、緊急雇用創出推進事業費として、有害鳥獣駆除賃金など352万9,000円を追加するなど、これら合わせて240万円を追加。4項水産業費において、水産業振興一般経費とし

て、大津漁港建設利用推進期成会補助金160万円を追加。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に、商工業振興一般経費として、商工会法施行50周年記念事業補助金など309万6,000円を追加。合わせて295万1,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費において、110万6,000円を追加。2項道路橋梁費において、3目国庫補助道路整備費から社会資本整備総合交付金事業として、事業費を精査し、執行残4,208万4,000円を減額。これら合わせて4,286万8,000円を減額。3項住宅費において、職員人件費など915万4,000円を減額。6項公共下水道費において、9万5,000円を減額。

8款消防費、1項消防費において、東十勝消防事務組合負担金として623万2,000円を減額。2項災害対策費において、5,000円を減額。

9款教育費、1項教育総務費において、職員人件費など549万1,000円を減額。2項小学校費において、9万1,000円を追加。3項中学校費において、1目学校管理費に20万円追加、2目教育振興費から20万円を減額。4項社会教育費において、44万8,000円を減額。5項保健体育費において、18万7,000円を追加。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費において、去る12月3日、発達した低気圧の接近により一時的に大雨となり、町道の一部について被害を受けました。被害の状況は、別紙に配付の被害調書のとおりであります。これらの普及に要する経費を現年災害復旧事業として、町道災害補修費250万円を追加するものであります。

以上が歳出に係る補正の内容であります。

これら歳出に伴う歳入につきましては、10ページをお開き願います。

9款地方交付税に1億1,784万円を追加。

11款分担金及び負担金に73万2,000円を追加。

12款使用料及び手数料、1項使用料において、6目土木使用料に町営住宅使用料411万6,000円を追加し、合わせて361万7,000円を追加。

13款国庫支出金、1項国庫負担金において、1目民生費国庫負担金、障害者福祉負担金187万2,000円を追加するなど、合わせて165万円を追加。2項国庫補助金において、2目民生費国庫補助金から次世代育成支援対策事業350万7,000円を追加。4目土木費国庫補助金から社会資本整備総合交付金事業1,830万円を減額するなど、合わせて1,582万円を減額。3項委託金において、24万6,000円を追加。

14款道支出金、1項道負担金において、5万6,000円を減額。2項道補助金において、2目民生費補助金から地域子育て支援センター事業171万7,000円を減額、子育て支援対策事業費203万2,000円を追加、6目商工費補助金に390万円を追加。これらを合わせて308万2,000円を追加。3項委託金、総務費において、知事道議会議員選挙執行経費と

して126万円を追加。

16款寄付金に23万2,000円を追加。

17款繰入金、1項繰入金に産業振興基金繰入金520万円を追加するなど、合わせて514万4,000円を追加。

19款諸収入、5項雑入において、5目過年度収入に後期高齢者医療特別会計繰出金精算返還金など267万5,000円を追加。合わせて289万7,000円を追加。

20款町債において、総務債450万円を追加、農林水産業債50万円を減額、土木債2,880万円を減額、臨時財政対策債621万円を減額、合わせて3,101万円を減額するものがあります。

次に、6ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正について御説明申し上げます。

平成22年度畜産経営維持緊急支援資金利子補給として、期間を平成22年度から平成47年度として、限度額を1,972万1,000円とし、債務負担行為限度額の総額を2,242万5,000円から4,214万6,000円に改めるものであります。

次に、7ページをご覧ください。

第3表、地方債補正について御説明申し上げます。

一般単独事業債を560万円から510万円に減額、過疎対策事業債を1億1,580万円から9,150万円に減額、臨時財政対策債を2億5,000万円から2億4,379万円に減額し、地方債限度額総額を3億7,140万円から3億4,039万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページ、9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●小野木議長 11款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 12款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●小野木議長 13款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 14款道支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 16款寄附金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 17款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 19款諸収入。

(質 疑 な し)

●小野木議長 20款町債。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

15ページ。

1款議会費、1項議会費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2款総務費、1項総務管理費、説明。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 説明第1号につきまして御説明を申し上げます。仮称はるにれ多目的活動センター備品の購入についてであります。平成22年度において、次のとおり仮称はるにれ多目的活動センター備品を購入することとし、第2款総務費に計上したものであります。

記。

1といたしまして、備品購入の内容であります。

喫茶室、調理機材として、製氷器、冷蔵庫、冷凍庫、調理台、IH調理器、炊飯器等78万6,000円。暖房機材として、FFストーブ、エアコン、電気温水器等51万7,000円。家具関係としまして、丸テーブル5脚、椅子24脚、カウンター用椅子、子供用椅子等52万円。電化製品としまして、壁掛けテレビ1台15万3,000円。その他として、看板、電話機、レジスター等15万1,000円。合計で212万7,000円。サークル室におきましては、暖房機材としてFFストーブ23万7,000円。家具関係としましては、椅子、小型流し台16万1,000円。それから、電化製品としまして、小型冷蔵庫2万8,000円。合計42万6,000円。食品加工室でございますけれども、調理機材としまして、電気ローレンジ、シンク関係、調理用テーブル、エレクター、冷蔵庫等140万8,000円。暖房機材といたしまして、FFストーブ、電気温水器、パネルヒーター等51万円。家具関係といたしまして、ホワイトボード3万円と、合計で195万7,000円。

供用部分につきましては、廊下、トイレ、オープンスペースに関する備品といたしまして、暖

房機材としてFFストーブ、パネルヒーター等37万5,000円。家具関係といたしまして、流し台、丸テーブル、椅子等76万7,000円。電化製品といたしまして、エアタオル、人感センサー、掃除機等33万8,000円。その他といたしまして、屋外の看板、台車等で21万1,000円。合計で169万1,000円ということでございます。

備品総計で620万1,000円でありまして、機材区分ごとの合計は記載のとおりであります。

2といたしまして、契約の方法につきましては、指名競争入札及び随意契約を予定しております。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 質疑を受けます。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 ただいま説明いただきました内容について、何点か質問をさせていただきますが、現段階において、今、説明がありました喫茶室、それからサークル室、食品加工室、これについての、これは公設ですから、公の施設を利用する方々で具体的なものが上がっていただければお示しいただきたいということが1点。

それから、この予算の中で、備品等についての購入についてはこれだけの提案なのですが、運営に係る、例えば光熱費、あるいは管理費、あるいは、この辺も確認したいのですが、運営費、特に運営費の中で、消耗品については今後どのような考えなのかというところをあわせて説明いただけますか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 お答え申し上げます。

利用団体につきましては、過去にも何度か御説明の機会をいただいておりますけれども、喫茶部門につきましては、手をつなぐ親の会のお母さん、あるいは関係するお子様方で喫茶スペースの運営に当たっていただく。それから、サークルルームにつきましては、現在、二宮の報徳館で活動されております織物サークルの方々が御利用。それから、食品加工室につきましては、現在、豊頃コミセンで活動されております夢みるくの会を中心とした、酪農関係の奥様方が乳製品の加工について御利用なされると。それから、オープンスペースにつきましては、フリースペースとして、ある程度自由な裁量の中で、町民の方、あるいは町外の方も含めて御利用いただけるようなフリースペースとして設定を考えさせていただいております。

それから、光熱費、消耗品についてですが、今回、これらの部分については、予算的には一切触れておりません。オープンが来年の4月以降を想定させていただいております関係で、新年度の予算の中で光熱費等運営費については対応させていただきたいというふうに考えております。

あわせまして、御質問にありました消耗品でございますけれども、運営に当たりましては、4月以降の開設ということでございますので、新年度の当初予算で、これらについては対応させて

いただきたいということで現在考えております。

以上であります。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 きょうの質問ではないということのようですが、それでは、お聞きします。この3団体といいますか、使用する会の皆さんから、これを利用していただくということは、非常に私は好ましいことだなど、こう思いますが、これについて、使用する方々からは、使用料は考えられるかどうか。現段階でお答えいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 御質問にありました利用料でございます。

利用料につきましては、3月で条例化等については御審議をいただく予定で現在調整中でございます。内容につきましては、まだ確定しておりませんが、基本的に、喫茶スペースを除くサークルルーム、それから、食品加工室については日単位、あるいは年単位で利用料については設定をさせていただきたいというふうに考えております。なお、喫茶スペースの手をつなぐ親の会の関連の利用につきましては、基本的には有料を想定しますが、附則等で、福祉団体の利用ということでございますので、できるだけ料金を徴収しないで運営できるような支援方策をとりたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 利用とか使用する場合に、これは検討していただきたいと思うのですが、今、説明があった喫茶室については、既存の団体であります。この既存の団体には、既に助成しております。喫茶ということになると、当然、提供される飲料品、あるいは食品については有料だと思うのですが、補助をする団体と利益を誘導する団体の兼ね合いというのは非常に難しい理解になると思うのですが、その辺の判断はどのようにされていくかということをお聞かせいただきたい。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。今現在、まだ完成しておりませんが、私は、旧パチンコ店の後の施設については、できるだけ住民に広く、等しく利用していただきたいということが目的であります。基本的な考え方としては、今、課長が申し上げましたとおりですが、これからケース・バイ・ケースによっては、やはり利益を目的とする場合については、それなりの料金を取りますし、また、そういった社会的立場の弱い方が集まって、自分たちの持っている時間を有効に利用する場合については、それなりに規則で救済して、料金免除の場合もあろうかと思えます。したがって、ケース・バイ・ケースである程度変わってくる場合もあろうかと思えます。

ただ、町内にもそういった類する喫茶部分等がありますけれども、また、それを利用する方と

地元のそういった休憩所を利用する方と若干、入ってくるお客さんも違うかなというふうに思っております。私どもはできるだけ多くの町民が利活用できるような方法を考えておりますので、また、そういった基準的な規則なり基準以外に利用される場合がありますと、当然、内部で十分検討しながら決めていきたいというふうに思っております。したがって、なかなか、基準、規則等で当てはめて、そのとおりということはいかないかと思えます。基本的なものはつくりますけれども、今、私が申し上げましたとおり、その目的によっては使用料、利用料を普通よりも高く取る場合もありますし、先ほど申し上げましたとおり、町民が利用される場合については、当然、免除規定もして、できるだけ利活用しやすい方法で運営したいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 今、町長が言われたように、あの施設を利用してもらうということがやっぱり一番大切なことなのですよ。ですから、いかに利用しやすく、町民の皆さんに利用してもらうかということが最も大事なことだと思うわけです。ですから、それに向かって、やはり町民の皆さんが利用しやすいような体制をきちんとつくっていただきたい。私は、木工芸館を議会で視察させていただきました。そのときに、ある議員が、このような立派な施設を汚すのは忍びないというようなことを言われたわけです。ここに大きな間違いがあると思うのですよ。やはり汚しても構わないのだと。結局、利用してもらうことがやっぱり一番大事だという基本概念をきちんと持って、町民の皆さんに開放していただきたい。そのことをもう一度要望しますので、お考えをお聞かせください。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、それぞれサークルで、自分たちの時間、趣味を生かしているグループ、特に私、一番心配しているのが、お年寄りが買い物に来て、次のバスまで待っている時間帯というのは、見ましたら、スーパーの玄関の先でたむろしているという、本当に、これから冬、寒い日が続きますので、できるだけ早くそういったものを解消してあげたい。したがって、先ほども言った社会的立場の弱い方などを介護したり、いろいろと情報を交換したり、そういった意味で、長谷川議員が言うとおりに、できるだけ利活用していただきたいということ。それは、行政としても責任を持って解消したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 今、利用の問題に関連しますけれども、全体的な管理はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 先ほどから申し上げますとおり、喫茶部門につきましては、常設を予定しております。週何日かということはまだ、個別には特定されておられませんけれども、少なく

も週5日間は開設ということになれば、その方々が施設の会場施設、あるいは清掃等に当たっていただくというようなことで、施設の管理委託を団体にするというようなことを想定しております。

以上です。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 それであれば、応分な管理費を払うということですね。それと、もう一つ、老人の待合室的なものに利用されるということですが、そのことに対しての対応は十分できるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 当然、金額的なものは想定をしなければならぬと考えています。ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、社会的に弱い立場の方々がお集まりの団体であります。確かに行政から助成金が出ているということはあるわけですが、団体として、今までそういった取り組みをなされた経過がないというような中で、ご自分のお子さんたちは、自宅で今、引きこもりに遭っているようなお子さんたちが、行く場所がないというような状況で、そういったお子さんたちを、社会参加のための訓練、あるいは、お母さんたちが自ら事業を起こして子供たちの職場を確保するというような形の中で、どういったお子さんたちが対応可能なのかと、どういった就労が可能なのかというようなことも含めて、清掃ですとか、そういった施設の管理、あるいは接客、そういったことを通して社会参加を目指していただきたいという実験的なケースになろうかと思えます。

当然、団体として財政的には非常に恵まれた状況にはございません。喫茶店を運営する部分での財政的なベースを委託料の中で確保するというような中で、黒字は最初から見込めません。そういった部分で、行政の差し伸べる手をそういったことでお受けとめいただく中で、何とか円滑に運営をしていただけないかというようなことで、金額的なものについては今後、協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

●小野木議長 ここで、暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時20分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 答弁漏れがあります。

答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 申しわけありませんでした。多分、コミュニティバス、あるいは町有バスの乗車を予定される方が待合所として使う場合に支障はないのかという御質問だと思いますが、当然、暖をとれる施設は、今のところこれしか想定はされません。ですから、特に冬場等については御利用いただけるように、私どものほうも配慮しなければならないというふうに考えておりますし、特に喫茶部門の開設が平日中心ということであれば、当然、そういった対応が必要になることも認識の上で対応しておりますので、その辺、御理解をいただきたいと思います。以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 先に進みます。

4 項選挙費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款民生費、1 項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款衛生費、1 項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 款農林水産業費、1 項農業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項畜産業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 項林業費。

8 番津久井議員。

●8 番津久井議員 ここで有害鳥獣駆除があります。このごろシカが町内で爆発的にふえてきておりますし、また、その被害額も増大なものがあるというふうに思われております。そこで、今回、補正で予算を組まれておりますけれども、このことによってどのぐらいの駆除がされて、また町内にはどのぐらい頭数があるのか、その辺お聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 お答えをさせていただきたいと思います。この事業につきましては、北海道の緊急雇用創出推進事業という、全額道費で賄われる事業を実施したいというふうに考えております。シカによる農作物の被害拡大ということで、それぞれ、御質問がありましたように何頭ぐ

らいいのだろうということでの越冬地調査とそれぞれ60歳以上の雇用創出ということで、ハンター6名の方に町内それぞれ巡視をいただいて、まず越冬地、それから生息数の調査等を行う。それと、駆除できるものについては駆除をしていただくという考え方で、道が緊急的に雇用創出事業を設けてございます。十勝管内でそれぞれ実施するところ、実施しないところがございますが、先ほど御質問があったとおり、豊頃町も被害が拡大傾向にあることから、この事業に取り組んでまいりたい。頭数がどのぐらいいいのかということにつきましては、この事業が1月から3月まで実施されることになってございますので、これらの調査結果に基づき、報告をさせていただきたいというふうに思っております。

●小野木議長 8番津久井議員。

●8番津久井議員 調査の結果が出てからいろいろ対策を打つのだろうと思いますけれども、非常に被害額が年々増大しているわけでありまして、いろいろな対策を各町村打たれております。この問題については、豊頃町だけの問題ではなくて、やっぱり十勝全体で考えていかなければならないというふうにも思います。そういった十勝全体の連絡体制というのはできているのでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 シカの問題については、各町村とも被害を受けております。当初は、春先では北海道で52万頭と言われていましたけれども、最近の情報ですと約六十四、五万頭いると。過日も十勝の町村会でシカの駆除についてそれぞれ、町村の事情をお互いに情報交換しましたけれども、豊頃の場合については一定期間を、一斉に駆除しておりますけれども、隣の町と駆除期間が違えばシカは移動します。白糠の町長の話ですと200から300キロぐらい移動する可能性もあるということを言われているのだそうでございます。

それで、十勝としては、できるだけ一斉にやる時は町村共通した考え方でやらなければだめだというふうな意見も出ておりまして、これからは、そういった意味では今、道とも協議しながらシカ対策を検討しておりますけれども、シカ対策のための駆除に係るハンターは非常に高齢化が進んでおり、若い方々が免許を取るにも費用がかかるし、また、銃も相当高価なものになっており、非常に負担がかかるということで、いかに行政としてはそういった環境整備をしてやるかが一番大事なかなというふうに思っております。

こういう形で、こうやればシカがいなくなるということは、今の段階では難しいものですから、各町村とも協議しながら、少なくとも十勝管内は同じような条件でシカを駆除するように努力を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

●小野木議長 先に進みます。

4項水産業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 7 款土木費、1 項土木管理費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 項住宅費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6 項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8 款消防費、1 項消防費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項災害対策費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 9 款教育費、1 項教育総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項小学校費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 項中学校費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 項社会教育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 項保健体育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 1 0 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 3 0 ページになりますが、7 款の土木費のところの、ちょっと三角数字が大きいものですから、ちょっと事情をお聞きしたいと思います。社会資本整備総合交付金事業の 4, 2 0 8 万 4, 0 0 0 円、それとあわせて 1 5 節の工事請負費、これは北栄幹線の改良舗装工事 3, 8 7 4 万円、この 2 点についてどのような理由でこのようになったのかというところを説明いただけますか。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 今の質問ですが、当初、予算は2億4,100万円、これは、補助対象分ということで組ませていただきました。そのような形で国に事業費を要望していたのですが、国の公共事業費の削減のあおりを受けまして、最終的に1億8,000万円という事業しか採択されなかったことにより、事業費にしまして6,100万円の減額、率にして75%の額しか採択されなかったということになります。国の公共事業費については約18.3%の減額というふうに聞いております。本町については、若干削減率が大きいのかなというふうに思います。本年、国庫補助事業では3本の路線をやっておりまして、1本につきましては完了路線、もう1本につきましては橋梁絡みで最低やらなければならないという部分がありまして、それで北栄幹線改良舗装工事というところに、その減額のしわ寄せがいきまして、3,800万円という大きな減額となっております。

また、6,100万円減額になっているのですが、5月の補正で1,550万円、既に減額させていただいておりますので、今回、総体で4,219万5,000円という額で減額させていただいております。以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 国のそういう事情から、本町の当初予算から減額されたということについては理解できたのですが、それでは、北栄幹線改良舗装工事についての今後の見通しというのはどのように考えられるのかということをお聞きます。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 北栄幹線につきましては、現在、進捗率が約半分程度で、平成24年完成を目指していたのですが、ことしこういう形で減額になったため、平成25年、あと3年かかる予定となっております。来年につきましては、本年度、当初要求した、北栄幹線につきましては1億4,000万円ですが、同程度の予算を要望しております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

次に、6ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページ、3表、地方債補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第59号

●小野木議長 日程第6 議案第59号平成22年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第59号平成22年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,216万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,449万円と定めるものであります。このたびの主な補正は、パーソナルコンピューターシステム改修費及び退職者療養給付費の増加に伴う補正であります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書7ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に、システム改修費として220万5,000円を追加。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費に、療養給付費として816万円を追加、4目退職被保険者等療養費に、療養費として6万円を追加するなど、合わせて822万円を追加。2項高額療養費に、退職被保険者等高額療養費として174万円を追加するものであります。

この歳出に要する財源として、6ページ、歳入をご覧ください。

4款療養給付費交付金に、退職者の療養給付費の増加による療養給付費交付金として996万円を追加。

9 款繰入金に、一般会計繰入金として126万5,000円を追加。

10 款繰越金に、前年度繰越金として94万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、4 款療養給付費交付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 9 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 10 款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第60号

●小野木議長 日程第7 議案第60号平成22年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第60号平成22年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ529万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,720万5,000円と定めるものであります。

このたびの主な補正は、訪問介護、短期入所生活介護及び地域密着型グループホームなど、介護サービス利用者が増加していることによる補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、8ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、3項介護認定審査会費に訪問調査委託料として17万8,000円を追加。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費に、介護サービス給付費として730万円を追加するなど、合わせて737万7,000円を追加、2目地域密着型介護サービス給付費に、介護サービス給付費として250万円を追加、3目施設介護サービス給付費から介護サービス給付費として650万円を減額、6目居宅介護サービス計画給付費に介護サービス計画給付費として190万円を追加。2項介護予防サービス等諸費に、福祉用具購入費として1万3,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をご覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金に、介護給付費負担金として136万7,000円を追加。

2項国庫補助金に、介護給付費調整交付金として35万4,000円を追加。

4款道支出金に、介護給付費負担金として32万8,000円を追加。

5款支払基金交付金に、介護給付費交付金として156万4,000円を追加。

7款繰入金に、介護給付費繰入金として160万円、その他繰入金として8万3,000円、合わせて168万3,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。(発言する者あり)
大変申しわけございません。

歳出の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、この分が説明から飛んでしま

いました。大変申しわけなく思っております。

追加で説明をさせていただきます。

3 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費として、給与費等の改正によって 17 万 2,000 円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第61号

- 小野木議長 日程第8 議案第61号平成22年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

- 吉村福祉課長 議案第61号平成22年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,572万4,000円と定めるものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、7ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費に、印刷費として6万2,000円を追加。

2款後期高齢者医療広域連合納付金から、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が確定したことから、保険料等負担金を119万4,000円減額。

3款諸支出金に、平成21年度一般会計繰入金精算返還金として2万6,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をご覧ください。

2款繰入金から保険基盤安定繰入金を119万4,000円減額。

3款繰越金に、前年度繰越金として2万6,000円を追加。

5款広域連合支出金に高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として6万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 款広域連合支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第62号

●小野木議長 日程第9 議案第62号平成22年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第62号平成22年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ371万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,060万円と定めるものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書で説明いたします。

7ページをご覧ください。歳出から説明いたします。

1款総務費において、簡易水道一般経費、賃金126万円減額、需用費、水道施設維持補修費として100万円追加、本管移設等補償工事費として、工事請負費、本管移設等補償工事330万8,000円減額するなど、合わせて371万8,000円減額するものであります。

これに伴う歳入といたしまして、6ページをご覧ください。

1款使用料及び手数料において、水道使用料を現年度分380万円追加するなど、合わせて452万1,000円追加。

3款繰入金に、一般会計繰入金1,008万円を減額。

4款繰越金、前年度繰越金として184万1,000円を追加するものでありますので、よろしく御審議お願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、1款使用料及び手数料。

（質疑なし）

●小野木議長 3款繰入金。

（質疑なし）

●小野木議長 4款繰越金。

（質疑なし）

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第63号

●小野木議長 日程第10 議案第63号平成22年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第63号平成22年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,565万円と定めるものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書で説明いたします。

7ページをご覧ください。歳出から説明いたします。

1款総務費において、職員人件費の改定により9万5,000円減額するものであります。

それに伴う財源といたしまして、6ページ、歳入ですが、

3款繰入金、一般会計繰入金を9万5,000円減額するものでありますので、よろしく御審議お願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、3 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第67号

●小野木議長 日程第11 議案第67号平成22年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第67号平成22年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ866万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,290万4,000円と定めるものであります。

本案は、旧茂岩河川事業所跡の土地、建物を取得する費用として本予算に計上させていただく

ものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、7目企画費に、まちづくり推進費として、公有財産購入費として866万1,000円を追加し、この財源として、6ページ、歳入をご覧願います。

9款地方交付税、1項地方交付税に866万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、9款地方交付税。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

7ページ、2款総務費、1項総務管理費、説明。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 説明第1号を御説明申し上げます。

土地・建物の取得について。

平成22年度において、次のとおり旧茂岩河川事業所土地・建物を購入することとして、第2款総務費に計上したものであります。

記。

1といたしまして、土地・建物の内容であります。土地につきましては、宅地、茂岩栄町102番地、面積、7,057.65平方メートル。払い下げ価格、743万円。

参考までに、1平方メートル当たり1,052.7円、坪当たり3,473.9円でございます。

建物につきましては、茂岩102番地内、事務所、合宿所ほか8棟、計10棟の合計面積1,272.59平方メートル。払い下げ価格が123万1,000円でございます。

なお、建物の評価額によりますと、事務所、547.43平方メートル、鉄筋コンクリート造り2階建て、築後28年のみ評価対象としておりまして、この評価額547万2,000円から合宿所、351.74平方メートル、木造平屋、築後46年、無線局、16.0平方メートル、木造平屋、築後33年、電気室、4平方メートル、ブロック平屋建て、築後42年、及び倉庫、19.44平方メートル、木造平屋、築後33年、以上4棟、391.18平方メートルにつきましては、解体予定として、解体のための経費の試算が430万円ということになっております。これは、開発建設部のほうで試算をした額でございますが、これが評価額547万2,000円から差し引かれた金額、117万2,000円に消費税を加算された額が建物全体の払い下げ予定価格123万1,000円ということになっております。

このことにより、土地・建物に係る合計金額につきましては、866万1,000円ということになります。

2といたしまして、契約の方法でございますけれども、随意契約を予定しております。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 質疑はありませんか。

4番森議員。

●4番森議員 譲り受ける価格等はわかったわけでございますが、これを譲り受けて、使用目的というのは、町長が行政報告の中でお話がありましたけれども、これらの建物、相当年数のたっている建物でございます。

そういったところで、将来使うために、修理、修繕、あるいは使える形にするためのそういった費用、この辺につきましては今年度の予算には出てこないのかと思いますが、将来どれくらいかかる予想でしょうか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 残念ながら、私どものほうでまだ試算の段階まではいっておりません。

ちなみに、ボイラー一つとっても、現在、開発のほうで、ボイラーについては使用可能かどうかという、業者発注がこれからなされるということでありまして。ボイラーが使えたとしても、例えば水回りの配管、あるいは水道も含めて、下水道もそうですけれども、どのような状況になっているかというのは、まだ私どもの施設でもございませぬし、そこまでお金をかけて業者を入れるという状況にまだなっておりませぬ。ただ、本日、町長から行政報告で申し述べたとおり、それぞれ地域集会施設、あるいは防災施設というような、当面利用しやすい方法、特に、ボイラーがあったとしても、ボイラーを使用することなく、例えばFFストーブで各部屋の暖房を賄う、あるいは最低限の使用可能な状況にまで持っていくということでは当面は考えたいと思っておりますので、それほどびっくりする金額の改築並びに設備等が必要になるというふうには、現時点では予定はしておりませぬ。

以上であります。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 今回の森議員からの質問にも関連するのですが、非常に購入意思があつて、そのためには用途も明確にされて、それを購入した場合にどのようなリスクがあるのかなというのは、いかなる理由があつても提案するにはいささか資料が不足しているなという感じを現在受けました。ということは、関連するのですが、今も既に午前中に議論されているのですが、既存の建物を購入した場合の今後の改修費というものはどのぐらいかかるかというのは、やはり、概略とらえなければいけないというのが業務ではないかなと、こう思います。

なぜかという、せつかく町の中の空き地対策として解決に向かつて、町長が頑張つてやつて

いることについては評価しますが、議会でも責められている点があります。それは、そういう既存のものを購入して投入した資金が、新規で建てたほうが安かったのではないかなという、今、多目的施設の関係も耳にいたします。したがって、何回も同じことを質問するのですが、しっかりとやっぱりとらえていただきたいというのが一つです。その辺の考え方と、それからもう一つは、今、提案された中における茂岩栄町102番地というのは、現状の公示価格としてどのぐらいのものなのかというところを参考にやはりしたいという意味で質問いたしますが、今、課長が坪当たりの単価を、説明がありました。そうすると、やはり比較するために、その辺の、当町における102番地というものの公示価格の現状はどうなのかというところもひとつお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、2番の契約の方法ですが、随時契約といいますが、これは役所の施設であります。したがって、役所というのは一般的に、時間がかかっているこういう施設については、ある程度の区切りをつけるというのが目的ではないかなという想定をいたします。したがって、随時契約というのは、いつごろ議会で議決した場合に作業が進行するのか、あるいは終了するのかというところをまずまとめてお聞きいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 町が財産を求める場合については、当然、大崎議員の御指摘のとおり、目的をはっきりして購入しなければならないことは、私たちも本当に、重々承知をしているところでございます。しかし、物件が物件だけに、開発のほうもできるだけ早く処分をしたいということと、もう一つ、できるなら、先ほど言った資材購入、つまり、災害用の資材購入等々の理由で上げていただければ、優先的に町村に譲り渡してもいいですよということがある程度、話はされておるものですから、それで、そういった意味では、ある程度、災害用の資材、福祉等々、過去には、私が町長になったときは1億円から、前の町長のときにもお話が出ていまして、1億円以上とされておりまして、その後、福祉等々にかかわるものについてはということで値段が5,000万円ぐらいになりまして、さらに高く、実は、私ども一たん中止をせざるを得ないということでした。

二、三年前から、できるだけ早目に買っただきたいということで、再三協議した結果、今の値段になったわけでありまして、使わないものはもう、きれいに壊して、将来は本当の使える事務所だけ形として使いたいと。できることなら、病院も近い、社協も近いということで、福祉等に関するものが一番適切かなと思っております。ただ、大きな、しっかりとした目的は今の段階では持っておりません。これから購入と同時にゆっくり、団体なり、もしくは内部で十分検討して、できるだけそういった、町民に恩恵の受けられるような形で土地を使いたいというふうに考えております。

土地の値段については、あそこは国有地ですけれども、大体あの周辺は、坪当たり3,300円、個人売買だと1万5,000円から2万円ぐらい坪当たりしております。今回は、坪当たり

3,300円になったわけですから、非常に、値段的にも安いかなというふうに思っております。したがって、できるだけ早く予算が通れば、私どもとしては開発と協議して購入し、壊すものは壊して、残るものは残して、できるだけ町民に、各団体からある程度情報を聞きながら、町としては有効活用したいなというふうに思っているわけでありまして。

先ほど課長が申しあげましたように、事務所の部分についてはまだ利用可能でありますので、購入と同時にベニヤを外して、中に光を入れまして、ゆっくりまた検討していきたいというふうに思っております。本来であれば、しっかりとした目的を持たなければ購入することは望ましくないのでありますが、今言った事情、経過等を踏まえて、早急に、とりあえず買って、町の公有地として利活用したいというのが私どもの今の段階の考えでございますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議員が最後に御質問につけ加えられた1点でございます。今後の日程ということで、契約の方法としましては随意契約ということで、この随意契約の内容につきましては、開発建設部が豊頃町に対して1対1で売買を望むという意味で随意契約ということでありまして。

今後の日程でございますけれども、本議案提出が本日、12月10日でございます。仮に本議案の議決をいただいた時点で、私どもは帯広開発建設部長と豊頃町長とで土地・建物の売買に關しましての仮契約を締結いたします。その後、1月以降になろうかと思っておりますが、議会において財産の取得についての議決をいただく運びになります。その議決を受けて、初めて本契約の締結が可能になりますので、そのように予定をさせていただいております。

以上であります。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 よくわかりました。

ただし、本町の土地価格については、メディアの紙面には余り出てこないぐらいの価格低下をしています。ですから、これは、参考にお聞きしたのですが、1万2,000円か1万3,000円するのではないかと、民間であれば2万円台ぐらいいくかなと。それから比べると、三千何がしというのは非常に開発局も配慮してくれているなど、こういう理解をしているのです。このことについてはやはり、役所対役所というか、公共物だということの解釈でいいのではないかなと、こう思っているのです。

ただ、課長が今説明していただいた随意契約の期日については、今、スケジュールが大体述べられましたから、それはわかるのですが、この件については、やはり優先権を豊頃町に与えてられているのだなということではないかなと思うのです。そこで、今後のことについては、町長の本日の行政報告で、非常に具体的に記述されているのですが、購入予定の施設がある行政区が抱える問題についてです。茂岩栄町と茂岩末広町は共同で使用している集会施設あり、そのことについて地域から非常に苦情が出ていました。そういうところからいって、その辺の考

え方をもう少し具現性を持たせて進行していただければよろしいのではないかなど、こういう考えをしていますが、その辺についての町内の区長さんや住民の意見というのは、もしお聞きであれば、要望があれば、お聞きしたいと思うのですが。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 もともと栄町の集会施設は、御承知のとおり、末広町にある集会施設を共同で使っているわけでありまして、栄町も、会合を開く場合については非常に、向こうまで行く、ちょっと不便というよりも、そんなに距離はないのですけれども、そういった意味で、ましてや、やはり行政区が違いますと、なかなか、安易に使うわけにはいきませんので、不便を期していることは事実ですけれども、今回、そういった地域間の強い要請はございません。ただ、施設の中に詰め所として使用されていたところがあり、まだ、壊すのがもったいないものですから、それを手直しすれば利用できる状態になるので、できればそういった、地域の施設にも利用させてあげたいなというふうに思っております。

あと、環境整備について開発も努力しておりますけれども、どうしてもあの辺の整備が足りないなということで、先ほども言いましたとおり、早急に購入をして環境整備だけはきちんとして、本当は、先ほど言ったとおり目的をきちんと持てばいいのですけれども、ゆっくり時間をかけて考えたい。早急に考えて、万が一考え方が間違っていたら大変なことになるものですから、そういうことも含めて、とりあえず買いましょうということが先決問題になったものですから、こういう事情になったことを御理解いただきたいと思います。以上です。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 町長も答弁の中で一部触れておりましたけれども、茂岩栄町、末広エリアの固定資産評価額でございますけれども、現時点では坪当たり3,360円ということで押さえております。

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 町が確かに安く買っているということはわかりますけれども、やはりこういう社会状況ですから、やはり町が買わなければならないというのは十分理解できるわけです。ただ、個人の土地もあるわけです、あの地域には。当然、本町の中心地は茂岩ですから、茂岩の地価というのがやはり本町の地価に影響すると。それが異常に安いということになれば、今現在持っている財産としての価値が当然、周りの人にも影響を及ぼすのではないかとということも考え得るわけですね。ですから、安いことは確かにいいかもしれませんが、その辺について、やはり当然配慮すべきではないかということ、その配慮のしようがないかもしれません。こういう社会情勢ですから、やはり、何というか、歯どめがきかないといいたいでしょうか、非常に難しい問題がありますけれども、その辺について、やっぱりお考えをお聞きしたい。

それから、町長は、先ほどいみじくも町内で非常に買い手のあるところとないところで、やっ

ぱりということをお話ししましたがけれども、私の考えでは、同じ町民ですから、あえてこちらのほうに買い手がなくても近くにあれば、それを利用し合うというのがやっぱり町長の大きな考えではないかと思うのですよ。ですから、そこまでして買い求めるとか、それを利用するということは、あえてしなくていいのではないかなというふうに思うのですけれども、その点についても伺いたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 まず、土地の購入ですけれども、相手から買うものですから、本当はただで、一番いただきたいのですけれども、最終的には、坪でいくと三千何がし。しかし、あの辺の町有地を売る場合については、とてもその値段では売りませんので、過日、もとの校長住宅の周りも売りましたけれども、そこは1万円を超えた値段で買っていただきまして、今後とも、町が相手方に売る場合については、今、長谷川議員が言うように、極端に価格を抑えてやると周りに迷惑をかけますので、ある程度の、そのときの時価、相場等で考えたいと思います。

それから、あそこは大きな団地が二つありますけれども、今の施設の中に、壊すのにもったいない詰め所があるものですから、できればその詰め所を、その周辺の栄町の方が、もし集会所、会合の寄り場として使うのであれば、オープンにして貸してあげようかなというふうに考えております。

できるだけ目的をこれからきちんと持って対応していきたいというふうに思っておりますし、仮に目的がある程度形づけば、また議会に相談して、皆さん方の御意見をいただきながら適切な利用、運用をしたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務文教常任委員会に付託し、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎ 議案第64号

●小野木議長 日程第12 議案第64号豊頃町テレビジョン放送再送信施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議案第64号について御説明を申し上げます。

豊頃町テレビジョン放送再送信施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。本条例は、平成22年度において、豊頃町地域情報通信基盤整備工事により、地上デジタルテレビ放送難視聴世帯約230世帯に関して整備される施設の設置及びその管理に関する条例を制定しようとするものであります。

本条例第1条では目的及び再送信施設の設置場所に関すること、第2条では各種用語の定義、第3条では業務の内容、第4条では本条例における業務の対象となる世帯の定義、第5条では管理運営の主体及び管理運営委託の可能性、第6条では施設を利用する場合の承認及び管理上必要と認める条件、第7条では利用の制限、第8条では利用の取り消し及びこれによって生じる損害の免責、第9条では設置工事等に係る費用の負担、第10条では利用者における豊頃町への便宜供与等、第11条では施設設備等の移転及びその経費負担、第12条では施設等の利用中止に関する届け出、第13条では利用料、第14条では施設を管理すべきものの区分、善良な管理、障害、破損状況の報告及び修繕に要する経費の負担、第15条では損害の賠償、第16条では天災その他の不可抗力により施設等の利用が不可能になった場合の町における賠償の免責及び第17条では条例に定める事項以外の規則への委任を規定しようとするものであります。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は、平成23年4月1日から施行することとし、第2項では条例施行日以前の準備行為について、第3項では平成23年3月31日までに利用承認を受けた場合の光受信端末装置設置工事等の費用負担の特例について、第4項では前項における場合の光受信端末装置の所有権及び利用者への貸与について及び第5項では、前項により貸与を受けた場合、平成28年3月31日までの5年間についての修繕に要する費用の負担に関して規定をしようとするものであります。以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 議案第64号についての本町におけるテレビ放送の再送信施設、これに関連するので、現状についてちょっとお聞きしたいのですが、この条例制定についての問題とあわせて、現在、地デジで全般的な全域工事をやっていますが、この中で、工事最中における損害賠償等の申し入れはありませんか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 申しわけございません。私のちょっと理解力が弱いのか、その場合の損害賠償、どういう損害賠償を想定されているのか、ちょっとわからないのですが、例えば工事施工中

の事故に伴う損害賠償ということですか。（「はい、そうです」と呼ぶ）

私の承知している範囲では、事故と表現可能な事態は3回、この工事が始まってから生じております。そのうち2件は、電柱の新設中に機械で掘り下げたところ、水道管を破損したということで、一時、特定のエリアの水道の利用に支障を来したというのが2件であります。もう1件につきましては、施工業者の車両が一般車両と正面衝突をした上で、人身事故の扱いを受けて、その後、示談に至ったということであります。それらについては、当然、示談ということでございますので、交通事故については損害の賠償が生じております。そういった意味では、保険で対応をされておりますし、私ども担当レベルでもお会いをして、被害を受けた方にお詫びを申し上げるといような対応もさせていただいておりますので、その後、御本人にもお会いしましたし、それ以降、尾を引いているといようなことは、認識はしておりません。

以上であります。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 この条例が制定された時点でも、いろいろとこの条項を見ますと、設置工事等における費用負担とか損害補償とか、そういう文言が当然、今、提案されているのですが、今施工している業者は、聞きますと、孫請までいっているし、ひ孫請までやっているということで、いろいろと住民から、そういう連絡があるのではないかなど。

特に、2日前の話ですが、やはり身分証明も下げずに、それから名刺も提示しないで、確認しましたが孫請でした。民家の電柱のところへ行って、光ケーブルの工事をしに来たということから、いろいろと苦情が来ていると思うのです。元請と下請と孫請とひ孫請、これは一体だと思えますが、ひ孫が事故があろうが、損傷しようが、孫請、ひ孫請、あるいは下請があっても、元請の責任であります。そういう意味から、やはり、身分証明ははっきりと、全豊頃町民の民家にあいさつに行っているのは事実のようですが、その辺の徹底を、やはり行政として指導すべきだなという感じがしますが、その辺について、詳しいことは担当課長が対応していると思うのですが、おありだったと思うのですが、その辺の情報はどうでしょうか。

●小野木議長 5番大崎議員に申します。

議案第65号の条例の制定についての、今、質疑をやっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。（「わかりました」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なし）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第65号

●小野木議長 日程第13 議案第65号豊頃町生涯学習の町づくり推進本部設置条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本教育課長。

●山本教育課長 議案第65号豊頃町生涯学習の町づくり推進本部設置条例の廃止について御説明申し上げます。本条例は、平成6年に施行され、町長を本部長とし、本町の生涯学習の推進に当たり、関係機関及び関係団体との連携、協力体制の整備に努めることを目的として設置され、平成8年には豊頃町生涯学習推進計画を策定し、今日まで当該推進計画に沿った施策の展開をさせていただいております。

同推進計画の策定から14年が経過し、町民の方々には生涯学習への理解が深まり、個人、各種団体、グループが主体的に学習活動に取り組みされており、同推進本部設置の所期の目的がおおむね達成されたものと考えております。

また、今後の生涯学習の推進につきましては、第4次豊頃町まちづくり総合計画に位置づけられており、教育委員会、あるいは町各課及び町内関係団体と協議・連携の上、施策の展開を進めていくこととし、検討課題等につきましては、町ふれあいタウン推進会議において、総合的に御審議いただくこととなったことから、豊頃町生涯学習の町づくり推進本部設置条例を廃止する条例を制定しようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第66号

●小野木議長 日程第14 議案第66号豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第66号豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正について説明いたします。本条例は、本年11月に完成しました大津地区の漁業振興住宅の設置及び管理について定めるため、条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第2条、用語の定義において、漁業振興住宅の用語の定義を行うものであります。第6条におきまして、漁業振興住宅の入居者の資格について定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでありますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第1号

●小野木議長 日程第15 同意案第1号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第1号豊頃町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。本案は、平成22年12月24日をもって任期満了となります次の者を再任いたしたく、法律の定めにより議会の同意を得るものでございます。

住所は、豊頃町二宮1356番地、氏名は、櫻井康雄氏であります。

なお、任期は平成22年12月25日から平成26年12月24日までの4年間でありますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は同意することに決定しました。

◎ 同意案第2号及び同意案第3号

●小野木議長 日程第16 同意案第2号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任、及び日程第17 同意案第3号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題とします。

同意案第2号及び第3号の2件について、一括して提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第2号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。本案は、平成23年2月6日をもって任期満了となります次の者を再任いたしたく、法律の定めにより議会の同意を求めるものでございます。

住所は、豊頃町北栄174番地4、氏名、神谷秀秋氏であります。

なお、任期は、平成23年2月7日から平成26年2月6日までの3年間であります。

次に、同意案第3号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。本案につきましても、平成23年2月28日をもって任期満了となります次の者を再任いたしたく、法律の定めるところにより議会の同意を求めるものでございます。

住所は、豊頃町茂岩本町124番地、氏名、坂口嘉弘氏であります。

なお、任期は、平成23年2月29日から平成26年2月28日までの3年間であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

●小野木議長 同意案第2号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は同意することに決定しました。

同意案第3号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号は同意することに決定しました。

◎ 陳情の委員会付託

- 小野木議長 日程第18 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 陳情文書表。

受理番号15、受理年月日、平成22年10月7日、件名、地域医療と国立病院の充実を求め
る陳情書、陳情者の住所及び氏名、豊頃町中央新町41番地、岩井明、付託委員会、産業厚生常
任委員会。

以上です。

- 小野木議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり産業厚生常任委員会
に付託し、審査をすることにします。

◎ 休会の議決

- 小野木議長 日程第19 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、12月11日から同月15日までの5日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、12月11日から同月15日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時45分 散会